

## win4win 利用規約(支援提供者向け)

### 第1条（本規約）

1. 本利用規約は、ネクス ソリューション アンド サービス(以下「当社」といいます)が運営するモータースポーツ活動支援 DX サービス「win4win」コンテンツのうち、モータースポーツ活動の支援提供者(企業・団体の場合、所属する社員・職員を含みます)向けの部分(当社が提供する全てのコンテンツを含み、以下併せて「本システム」といいます)の利用に関する一切の事項に関し、必要な条件を定めるものです。本システムを利用することを当社が許諾した支援提供者は、申し込みの時点で、本利用規約、当社のプライバシーポリシー(<https://www.nexxss.jp/privacy-policy>)及び本システムに関するその他の規約(以下併せて「本規約」といいます)に同意したものとみなします。
2. 支援提供者は、個人の場合は、自ら本規約に従うのみならず、企業・団体である場合は、支援提供者が本システムの利用者として指定した役員及び従業員、職員等をも支援提供者として本規約に従わせるものとします。支援提供者は、本規約違反につき、業務上か否か、監督の有無・程度如何にかかわらず、一切の責任を負うものとします。また、支援提供者は、当社の事前の承諾なくして、利用者以外の第三者に本システムを利用させることができず、承諾を得て利用させる場合も本規約と同等の義務を当該第三者に負わせるものとします。

### 第2条（目的）

本システムは、win4win に登録している個人・団体(以下総称して「支援希望者」といいます)と支援提供者との間で、モータースポーツ活動(以下「活動」といいます)に対する支援に関する情報の交換を行うことのみを目的(以下「本目的」といいます)として運営されています。双方は、本目的以外の目的で、本システムを利用することはできません。

### 第3条（定義）

本規約において使用する用語の定義は以下の通りとします。

1. 「支援提供者情報」とは、支援提供者が、当社に提供し、又は自ら若しくは当社が代行して本システムに入力若しくは掲載した、個人情報を含む一切の情報をいいます。支援提供者情報には、①支援企業・団体・個人の名称、連絡先、代表者名等に関する情報、②支援提供者の支援およびその条件に関する情報、③win4win の HP、メールマガジン

での公開、非公開の希望④第 14 条規定のレビュー及びアンケートへの回答を含みますが、それらに限りません。但し、本条 5 項の本メッセージは含まれないものとします。

2. 「履歴情報」とは、支援提供者による本システムの使用履歴及び使用内容に係る一切の情報をいい、当社と支援提供者の間で送受信されたメッセージ、及びオンライン面談を記録した文字、音声又は動画データを含みますが、それらに限りません。
3. 「他者」とは、支援提供者等及び当社以外の一切の主体をいいます。
4. 「本システム使用料」とは、第 10 条第 7 項規定の使用料をいいます。
5. 「本メッセージ」とは、第 10 条第 4 項に基づき、一定の場合に支援提供者等が行うことのできる、当社との支援提供者とのやり取りに係るメッセージ、および当社および提供希望者が承諾する場合に置いては支援提供者と支援希望者との直接のメール、SNS での情報交換、その他情報交換に関わる全てのデータをいいます。

#### 第 4 条（レジスト）

1. 支援提供者は、本規約の内容に同意した上で、当社所定の本システムの支援提供申込画面(以下「レジストフォーム」といいます)により、登録の申込み(以下「レジスト」といいます)を行うものとします。当社はレジストが行われた支援提供者情報の正当性ならびに本利用規約の適合性を確認できたものについては、支援提供者の開示条件に従って当社が運営する win4win のホームページ及びまたは当社が発行するメールマガジンに原則、支援提供者の個人を特定しない形で支援提供者情報を掲載します。支援提供者情報のホームページへの掲載日時、掲載順、メールマガジンの発行日時は支援提供者が指定出来ないものとします。なお、当社は支援提供者の依頼に基づき、当社がレジストフォームへの記入を代行することがあります。
2. レジストをした支援提供者は、当社が当該レジストを承諾(以下、アクセプトと言う)した場合に限り、本システムに登録され、支援提供者となります。当該レジストにより、当社と支援提供者との間で本規約を内容とする使用許諾契約(以下「本契約」といいます)が成立し、以降、支援提供者は、本規約に従って本システムまたは当社が指定する手段を使用しなければなりません。
3. 支援提供者は、レジストに関し、当社の要請があった場合には、当社が指定する陳明資料を提出するものとします。
4. 支援提供者は、レジスト時点で、自社、自団体、及び本システムの利用者として指定す

る自社・自団体の役員又は従業員、職員および本人について、以下各号の事項を表明保証し、確約します。

- (ア) 本システムその他当社が運営するシステムについて、利用停止、退会、契約解除又はそれに準ずる措置を受けたことがなく、その恐れもないこと。
- (イ) その態様を問わず、本規約その他当社との間の契約に違反したことがなく、その恐れもないこと。
- (ウ) レジストが、支援提供者自身による本システムの使用のためのもので、他者に本システムを使用させるためのものではないこと。
- (エ) 本目的以外に本システムを使用する意図を有しておらず、そのような使用をしないこと。
- (オ) 当社又は他者の権利又は利益を害する態様で本システムを使用する意図を有しておらず、そのような使用をしないこと。
- (カ) 本規約及び適用法令規則を遵守しており、遵守し続けること。
- (キ) 自ら接触する支援希望者の安全に配慮し、且つ、支援希望者に対し不適切な行為(第18条第1項第2号に定める各行為を含むがこれに限りません)を行わないこと

5. 支援提供者は、レジスト時の記入内容に後日変更が生じた場合には、直ちに本システム上で修正レジストを行うものとします。また、本条第4項の表明保証及び確約に違反又は抵触するに至った場合には、直ちに、その旨を当社に通知するものとします。
6. 支援提供者は当社がレジストされた情報をレジストされた年の12月31日以降、当社が定める日に消去することを予め承諾します。支援提供者は継続して支援提供する場合には改めレジストすることを了承します。

## 第5条（ディナイ）

当社は、レジストにつき、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、その裁量により、レジストを希望する企業・団体及び個人に対し、レジストの内容の修正を求め、又は承諾(以下、アクセプトと言う)を拒否(以下、ディナイと言う)することができます。当社はこれらの修正の求め又はアクセプトのディナイの理由について開示する義務を負いません。

1. 支援提供者が、前条第1項の方法によらずにレジストを行った場合。
2. 前条第4項の表明保証その他支援提供者がレジスト時に当社に告知した内容の全部又は一部が、虚偽である、若しくは真実と異なる、又はその疑いが存すると当社が判断した場合。
3. その他当社が不適切と判断した場合。

#### 第6条（アカウント）

1. 支援提供者には、レジストの際に支援提供者が登録した有効なeメールアドレスをアカウントとして保有し、支援提供者は本システムを利用することができます。
2. 支援提供者は、いかなる場合においても、前項規定の本システムのアカウントを他者に売買等譲渡、預託又は貸与してはならず、その他目的及び形態の如何を問わず使用させてはなりません。

#### 第7条（使用環境）

1. 支援提供者は、本システムを使用するために必要なパソコン等あらゆる機器、ソフトウェア、通信手段その他の環境（以下「使用環境」といいます）を、自己の責任と費用において、適切に整備するものとします。
2. 支援提供者は、自己の使用環境に応じて、その責任と費用をもって、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。
3. 当社は、支援提供者の使用環境又はこれに起因するトラブル若しくは損害につき一切関与せず責任を負いません。

#### 第8条（パスコード等の管理）

1. 支援提供者は、本システムへのレジスト毎に当社が付与したパスコード及びアカウント情報（以下「パスコード等」といいます）がある場合、自己の責任と費用をもって管理するものとし、当社は当該管理につき一切関与せず責任を負いません。
2. 支援提供者は、いかなる場合においても、パスコード等を他者に売買等譲渡、預託又は

貸与してはならず、その他目的及び形態の如何を問わず使用させ、又は開示・漏洩してはなりません。なお、支援提供者は、本システムを本契約に従った形で使用するために必要な範囲で、支援提供者の企業、団体の社員・職員等に代行者としてパスコード等を使用させることができますが、その際には、代行者に本規約を遵守させ且つそのために適切な措置を講じるものとします。

3. パスコード等の管理不十分、使用上の過誤、他者の無断使用等により支援提供者の並びに当社及び他者に生じた全ての損害の責任は支援提供者が負うものとし、当社は一切責任を負いません。
4. 支援提供者は、パスコード等を他者に知られた場合又はパスコード等を他者に使用されるおそれのある場合には、直ちに当社にその旨を直ちに連絡するとともに、当社の指示がある場合には直ちにそれに従うものとします。

#### 第9条（支援提供者の企業・団体情報）

1. 支援提供者が企業・団体の場合は、当社が求める場合のみにおいて、本システムへの登録後、当社の定める掲載基準（以下「掲載基準」といいます）の範囲内において、自己の責任と判断において、本システムに企業・団体の情報（以下「支援提供企業・団体情報」といいます）を入力及び掲載するものとし、企業・団体の情報が、支援希望者に提供され支援希望者のモータースポーツサポート希望に用いられ得ることを予め承認します。
2. 支援提供者の企業・団体は、支援提供企業・団体情報につき、当社又は他者の権利・利益を侵害していないこと、並びにその真実性、正確性、合法性、適切性及び信頼性を表明保証します。
3. 当社は、支援提供者の企業・団体情報が掲載基準を遵守しているものであるか審査を行い、掲載基準を満たさないと判断した場合には、支援提供者の企業・団体に修正を求め、又は当該支援提供者の企業・団体情報の全部あるいは一部を、本システム上閲覧不能な状態とし、若しくは削除することができます。
4. 支援提供者の企業・団体は、支援提供者の企業・団体情報の内容に変更が生じた場合には、直ちに修正を行うものとします。当社は、当該修正内容についても、掲載基準を遵

守しているものであるか審査を行い、掲載基準を満たさないと判断した場合には、当該企業等に修正を求め、又は当該企業情報の全部あるいは一部を、本システム上閲覧不能な状態とし、若しくは削除することができます。

5. 前二項に関し、当社が処理すべき審査業務が大量に発生した場合その他諸般の事情により、支援提供者の企業・団体が希望する掲載日時までに審査が実施又は完了しないことがあることを、支援提供者の企業・団体は予め了承します。
6. 支援提供者の企業・団体及び個人は、支援提供者の企業・団体および個人の個人情報を当社に提供する場合、当該個人情報が当社及び支援希望者に提供されることについて、個人情報保護法の定める第三者提供の同意取得等法令の定める措置を取るものとします。

#### 第 10 条（本システムの使用許諾及び使用料）

1. 当社は、支援提供者に対し、本規約の条件で、本システムの使用を許諾するものとします。
2. 当社は、支援提供者に対し、本システムにつき、再使用許諾（サブライセンス）権を付与するものではありません。
3. 支援提供者の本システムを使用する権利は、非独占的なものです。
4. 支援提供者は、本システムにおける支援希望者との接触に係るフローにつき、以下の各号に規定される事項を予め了承します。
  - 1) 支援提供者は、当社と支援希望者が認める場合において、原則、支援希望者の情報につき、個人を特定しない形でのみ、ホームページまたはメールマガジン他、当社が提供する方法にて検索及び閲覧することができます。
  - 2) 支援提供者は、前号の検索及び閲覧により抽出した支援希望者に対し、当社の定める方法で支援提供を希望するオファー（以下「オファー」といいます）の送信をすることができます。
  - 3) 当社は支援提供者のアカウントおよびレジスト時に発行されたパスコード等及びオファーの内容を精査したうえで、支援希望者に支援提供者の企業、店舗、団体、

個人名を特定しない形でオファーを送信します。また、当社が当社のみが閲覧可能な情報で支援提供者の提供可能な支援と、同じく当社のみが閲覧可能な情報で支援希望者の支援希望が合致または合致する可能性が高いと認識する場合において、当社が支援希望者に支援提供者の企業、店舗、団体、個人名を特定しない形で支援内容を含むオファーを送信することを予め承します。その場合、当社は支援提供者にも支援希望者の個人名・チーム名を特定しない形で同様にオファーの送信を行います。

- 4) 前項に関し、当社が処理すべき業務が大量に発生した場合その他諸般の事情により、支援提供者が希望する日時までにオファーの送信または代理送信が完了しないことがあることを、支援希望者は予め承します。
- 5) 支援希望者がオファーでの支援照会を了承する回答を当社が受信した場合(「リプライ」と言います)のみにおいて、当社は支援希望者の連絡先(Eメールアドレス)と支援希望者の情報を支援提供者に開示するものとします(「ジョイン」と言います)。
- 6) オファーを受領した支援希望者が支援提供を希望しないと回答した場合(「ディナイ」と言います)においては、当社は支援希望者の連絡先(Eメールアドレス)を含めすべての支援希望者の情報を支援提供者に開示しないことを支援提供者は予め了解します。その場合、支援を希望しない理由について支援提供者は当社および支援希望者に回答を求めることができないことを予め承します。
- 7) 当社の仲介で支援希望者と支援提供者に双方に送信したオファーで双方ともに仲介を了承する回答を当社が受信した場合(「リプライ」と言います)のみにおいて、当社は双方の連絡先(Eメールアドレス)と情報を双方に開示するものとします(「ジョイン」と言います)。
- 8) 支援希望者が当社仲介のオファーに当社送信後7日以内にリプライしない場合には、当社は支援提供者に支援希望者からの応答がないことを理由にオファー終了通知を送信するとともに仲介を終了します。その場合、当社は支援希望者の連絡先(Eメールアドレス)を支援提供者に開示しないことを支援提供者は予め了解します。
- 9) 当社が自ら支援提供者に送信したオファーについて支援提供者が当社メール送信後7日以内にリプライしない場合には、当社は仲介を終了します。その場合、当社は支援希望者に支援提供者からの応答がないことを理由にオファーを終了する通知を送信します。
- 10) 当社が自ら支援希望者に送信したオファーについて支援希望者が当社メール送

信後7日以内にリプライしない場合には、当社は仲介を終了します。その場合、当社は支援提供者に支援希望者からの応答がないことを理由にオファーを終了する通知を送信します。

5. 当社は、いつでも、その裁量により、支援提供者に通知することなく、本システムの仕様及び機能の一部を変更（追加、拡張、終了、中断及び縮小を含みますが、それらに限りません）できるものとし、支援提供者はその旨を予め了解します。
6. レジスト解除その他理由の如何にかかわらず本契約が終了した場合には、支援提供者の本システムの利用に関する権利は消滅します。
7. 支援提供者は、当社に対し、レジストフォームに本システムの使用料（以下「本システム使用料」といいます）記載されている場合、それを支払うものとします。
8. 支援提供者は、本システム使用料が発生する場合、本システム使用料を、当社が支援提供者宛てに発行する請求書に従い、当社へ支払うものとします。振込その他当該支払いに係る手数料は、支援提供者の負担とします。
9. 支援提供者は、当社が仲介した支援提供者へのオファーを当社が送信した場合（第10条第4項第3号の場合を含みますが、それに限りません）、速やかにリプライするものとします。但し、合理的な理由がある場合は、その限りではありません。
10. 支援提供者は、支援提供者が送信したオファーについて、（1）当該情報を送信する適法な権限を有していること、（2）当社又は他者の権利・利益を侵害していないこと、（3）本目的のために送信されるものであること、並びに（4）当該情報の真実性、正確性、合法性、適切性及び信頼性を、表明保証します。
11. 支援提供者は、当社が一般に入手可能な手段で入手した情報を公募情報として公開することを了承します。当社はその情報の真実性、正確性、合法性、適切性、信頼性、第三者の権利若しくは利益の非侵害性、特定企業や業種への適合性等について保証をするものではありません。ただし、当社は情報の公開に関して最善の努力を行い、可能な限り正確で信頼性のある情報を提供することを目指します。それにもかかわらず、情報の誤りや不完全性が発生した場合、当社はその結果について責任を負いません。

## 第 11 条（コンプライアンス）

1. 支援提供者は、支援希望者の支援依頼内容や条件が、システムの利用規約に反する  
と、又は虚偽であること若しくは真実と異なることが判明した場合、法令違反または  
その疑いがある場合、公序良俗違反またはその疑いがある場合、直ちにその旨を当  
社が定める方法(以下「レポート」と言う)で当社に通知するものとします。
2. 当社は、本契約の履行状況の確認、本システムの利用状況の確認、前項の通知に基づ  
く対応、他者よりクレーム等が生じた場合等の調査、支援提供者と他者間のトラブルの  
防止、支援提供者より別途委託を受けた業務の履行、本システムの構築、改良及びメ  
ンテナンス、当社サービスの維持向上、並びに当社の新規サービスの開発等に必要な  
範囲内で、すべてのメール及び本システムを通して行った情報の送受信履歴・内容  
(「ログ」と言います)を閲覧、記録又は録画録音、及び利用(本メッセージを非表示に  
することを含みますが、それに限りません)することができるものとします。支援提供  
者は、当該閲覧等について予め承諾するものとします。
3. 当社は、前項の確認作業等の全部又は一部を委託できるものとし、その場合、当該作  
業に必要な範囲で、メール・ログ等の記録又は録画録音データを委託先に提供するも  
のとします。
4. 当社は、メール・ログ等の記録又は録画録音データを、法令に基づく場合や国の機関  
からの要求に応じて提供する場合があります。

## 第 12 条（当社の知的財産等）

1. 本システムに関する一切の権利・利益は当社が有しており、当社は、第 10 条所定の使  
用許諾以外に又はそれを超えて、支援提供者に対し、当社が有する特許権、実用新案  
権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産の実施、利用又は使用を許諾  
するものではありません。支援提供者は、本システム、並びに本システムを通じて又は  
関連して入手したコンテンツその他の情報につき、第 10 条所定の使用許諾以外に又  
はそれを超えて、(1)複製、保存、送信、譲渡、貸与、翻訳、翻案その他いかなる利用(ユ  
ーザーインターフェースの複製やクローリングを含みますが、それに限りません)もし  
てはならず、(2)リバースエンジニアリング、ディスマセブル、逆コンパイルその他いか  
なる解析、分析、改変又は変更も行ってはならず、(3)且つ係る行為を第三者に行わ

せてはなりません。

2. 支援提供者は、本システム、若しくは支援希望者を通じて又はそれに関連して知り得た一切の情報（win4win の仕組み、ノウハウ、プログラムソース等本システムに関する情報のほか、支援希望者及び当社の個人情報、営業秘密を含みますが、それらに限らず、以下「**秘密情報**」といいます）を、(1) 適用法令規則を遵守した上で、善良な管理者の注意義務をもって秘密として管理するものとし、(2) 本目的以外に使用してはならず、(3) 本目的に必要な範囲で、自己の役員・従業員、又は弁護士・会計士・税理士等の専門家に開示する場合を除き（当該企業等は当該被開示者に本項規定の守秘義務を遵守させ且つそのために適切な措置を講じる義務を負うものとします）、他者に開示又は漏洩（支援希望者からのメールの他者への転送を含みますが、それに限りません）しないものとします。
3. 支援提供者は、本契約が終了した場合、又は当社から要求があった場合、直ちに、すべての秘密情報及びその写し、並びに秘密情報の全部又は一部が含まれている媒体（書類及び電磁的記録を含みますが、それに限りません）及びその写しを、当社の指示に従い、当社若しくは当社が指定する者に返却し、又は情報漏洩に十分に配慮した方法で廃棄し、且つパソコン・携帯用端末その他の機器から全ての秘密情報を消去するために適切な措置を講じるものとします。

#### 第 13 条（当社による情報の利用等）

1. 当社は、本契約に別途定めがある場合を除き、支援提供者が秘密である旨を明記して開示した情報を、支援提供者の書面による承諾なく、他者に対して、開示及び漏洩せず、且つ、本契約の目的に必要な範囲を超えて利用しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する場合若しくは法令又は金融商品取引所の規則に基づき当該情報の開示が要求された場合は、この限りではありません。
  - 1) 開示時に、既に公知であった情報、又は既に当社が保有していた情報
  - 2) 開示後、当社の責によらず、公知となった情報
  - 3) 当社が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する他者から適法に入手した情報
  - 4) 当社が秘密情報によらず自ら独自に開発した情報

2. 当社は、(1) 本目的、(2) win4win 及びイベント等の運営(構築、提供、改良、メンテナンス及びサービス向上、並びに本規約、法令規則若しくは公序良俗違反・抵触の疑いに関する当社、関係当事者、若しくは司法・行政機関による調査及び当該調査への対応を含みますが、それらに限りません。以下「win4win の運営」といいます)、又は(3) win4win に関連して行う当社若しくは第三者の商品・サービス若しくはその広告宣伝(以下「当社関連商品・サービス等」といいます)のために、必要且つ合理的な範囲で、支援提供者情報及び履歴情報を、自ら又は第三者をして、①確認・取得し、②使用し(当社が支援提供者等の連絡先に、本システム運営上の事務連絡、新システム機能の告知、広告配信、及びメールマガジン配信を行うことを含みますが、それらに限りません)、③支援希望者及び司法・行政機関に開示・提供し、④複製、保存、送信、譲渡、貸与、翻訳、翻案その他利用することができるものとします。
3. 当社は、支援提供者の支援提供期間、内容、条件について、個人や企業・団体が特定されない数字、統計等のデータを作成することができるものとします。当該データの所有権及び著作権その他一切の権利・利益は当社に属し、当社は、当該データをなんらの制限なく利用することができるものとします。なお、当該利用には、支援提供者の本システムの利用実績を、当社が、当該支援提供者を特定しない方法により、win4win の方法をもって、他者に開示・提供することができますが、それらに限りません。
4. 当社は、適用法令に則り、Cookie や JavaScript 等の技術により、支援提供者に関する広告識別子(IDFA、AAID)等の属性情報及びアクセスした URL、コンテンツ、参照順等の行動履歴に係る情報を取得し、利用することができるものとします。
5. 個人情報を含む前五項規定の情報及びデータにつき、当社は、その管理・運用等取扱業務の全部又は一部を他者に委託することができるものとします。この場合、当社は当該委託先に対し、当社が本規約で負うのと同等の義務を課すものとします。
6. 支援提供者は、個人情報及び営業秘密を含む自己の情報及び通信に関する本条の規定内容を理解し、予め了承します。

#### 第 14 条 (レビュー及びアンケート)

1. 支援提供者が本システムを通して支援希望者と交流した場合、当社は、その裁量により、本システムにおいて支援提供者及び支援希望者が相互に述べた感想等に基づき

レビューを掲載することができます。

2. 当社は、本契約の期間中及び終了後においても、その裁量により、支援提供者に対し、本システムの使用、win4win 当社関連商品・サービス等に関するアンケートを実施することができます。

#### 第 15 条（外部サービスとの連携）

1. 支援提供者が、本システムにレジスト・オファー・レポートをする際、当社が外部サービスとの連携機能を利用する場合には、当該支援提供者は、外部サービスから当該連携機能を利用して本システムを使用するために、本システムが外部サービスにある支援提供者のデータにアクセスすることについての許可を要請されることがあります。支援提供者は、係る要請の内容を確認の上、外部サービスに当該許可を与えた場合に限り、当該連携機能を利用できるものとします。
2. 外部サービスへの登録を含む全ての外部サービスの使用について、支援提供者は、外部サービスの運営者が規定する各規約の定めに従うものとします。
3. 支援提供者は、外部サービスを使用する場合、自己の責任と費用において当該外部サービスを使用するものとし、当社は、当該外部サービスと本システムの連携について何ら保証するものではなく、支援提供者が当該外部サービスを使用し又は使用できなかったことにより生じた損害、当該外部サービスの運営者及び利用企業等との間に生じたトラブルその他の当該外部サービスに関連する事項について、一切責任を負わないものとします。

#### 第 16 条（関連業務の委託）

1. 本システムの使用許諾以外に、支援提供者が当社に対し下記業務（以下「本件業務」といいます）の全部又は一部を委託することを希望する場合は、当社所定の申込書その他のフォーム（以下「リクエストフォーム」といいます）により、当社に対し当該委託の申込みを行います。
  - 1) 支援提供者情報の作成並びに当該情報の本システムへの登録及び掲載の代行
  - 2) 本システムにおける検索の代行

- 3) オファーの作成並びに当該メールの配信及び問合せ対応の代行
  - 4) 支援提供者主催の支援希望者向けイベント等の告知その他集客代行、運営代行
  - 5) 支援提供者に関する記事の作成並びに当該記事の当社システムへの登録及び掲載の代行
  - 6) 支援提供者と支援希望者間の訪問に関する登録、スケジュール管理及び書類作成等の代行
2. 当社は、その裁量により前項の申込みについて承諾するか否か決めることができ、承諾した場合には、支援提供者から委託された本件業務を、支援提供者の指示に基づき遂行します。
3. 支援提供者は、当社が本件業務を遂行するにあたり、その成果について何ら保証するものではないことを了承するものとします。
4. 当社は、自らの責任において管理することを条件として、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。
5. 支援提供者は、当社に対し、委託した本件業務の対価として、報酬を支払うものとします。なお、本件業務の工数(当該業務の遂行に要する人員及び時間)が、リクエストフォーム記載の上限を超えた場合、基本料金に加え追加料金が生じるものとし、支援提供者はその旨を予め了承するものとします。
6. 本件業務のほか、当社は、支援提供者に対し、支援提供者による本目的での本システムの利用を補助する目的で、任意にサポート業務を行うことができるものとします。

#### 第 17 条（イベント等）

当社は、当社が主催して、若しくは支援提供者を含む第三者と共に共催して、又は支援提供者が主催し当社が補助業務を受託して、イベント等を実施する場合があります。イベント等への参加又は当社への補助業務の委託の申込みは当社所定の方法により行うものとします。イベント等に関する契約の詳細は、別途、イベント等の申込書及び当該申込書に表示された規約等により定めるものとします。

#### 第 18 条（支援提供者の禁止事項）

1. 支援提供者は、以下に規定する行為、それに類似若しくは準じる行為、又はそのおそれがあると当社が判断する行為をしてはならないものとします。
  - 1) 支援提供者情報に関する禁止事項
    - (ア) 法令規則又は公序良俗に違反又は抵触する情報(薬物乱用等自傷・他害行為を誘発・助長する表現、及び他者に不快感を与える表現を含みますが、それらに限りません)を、本システムに入力し又は掲載すること
    - (イ) 反社会的勢力に関する情報を、本システムに入力又は掲載すること
    - (ウ) 虚偽である、若しくは真実と異なる、又は真偽につき事実確認が困難な情報を、本システムに入力又は掲載すること
    - (エ) その他当社が不適切と判断する情報を提供すること
  - 2) 一般的な禁止事項(本システム内外その他方法の如何を問いません)
    - (ア) 本規約、法令規則又は公序良俗に違反又は抵触すること
    - (イ) 本目的以外に本システムを使用すること(本システムの全部又は一部を、有償の取引、営利活動、宗教活動、又は性的な目的に使用する行為を含みますが、それらに限りません)
    - (ウ) パスコード等及び本システムを、支援提供者以外の他者に使用させること
    - (エ) 反社会的勢力のために、又はその指示に従い本システムを使用すること
    - (オ) 本目的のために当社および支援希望者が了承し更に必要な場合を除き、支援希望者との間で、メール又は外部SNSサービス(以下「外部サービス」といいます)のアカウント、その他本システム外の連絡方法を交換し又はそのように相手方を誘導する行為
  - 3) システムの使用により、又は本システムの使用に関連し、当社又は他者の権利・利益を害すること(例示として次に規定する各行為を含みますが、それらに限りません)
    - (ア) 当社又は他者に対する、業務妨害、侮辱、嫌がらせ、なりすまし、脅迫、暴行、わいせつ行為、ストーカー等その権利・利益を害する行為
    - (イ) 当社から支援提供者又は他者に対する利用料その他の請求を困難にする等当社の業務を妨げる行為
    - (ウ) 当社又は他者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ

等の知的財産、パブリシティー権、肖像権、プライバシーその他の権利・利益を害する行為

- (工)当社又は他者に対する、差別、差別の助長、誹謗中傷、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (オ)自社又は自分以外の会社又は人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらずあるものと装ったり、又は他の個人、法人若しくは団体と提携、協力関係にあると偽ったりする行為
- (カ)win4win 上の情報を改ざんする行為
- (キ)win4win の信用を損ねる行為
- (ク)win4win の運営を妨げる行為
- (ケ)本システム又は当社に係る認証あるいはセキュリティを探求し、若しくは本システムの非公開情報あるいはアクセス権限のないアカウントにアクセスする行為、又は当該探求やアクセスの準備行為
- (コ)本システム、win4win その他当社が所有又は運営するシステム若しくはサーバ、又は他者のシステム若しくはサーバに対し、有害なコンピュータープログラムやメールを送信し、あるいは書き込み、又は自動巡回プログラムを用いる等の方法をもって、不正にアクセスし、又は負荷をかけ、若しくは支障をもたらす行為
- (サ)当社が、本システム上で禁止する旨を通知した行為
- (シ)その他、当社が不適切と判断する行為

2. 支援提供者は、自社、自団体、及び本システムの利用者として指定する自社・自団体の役員又は従業員、職員および本人が前項各号に掲げる禁止行為を行わないよう、監督・管理するものとします。また、当社は、支援提供者の前項を含む本規約の違反を支援提供者の違反とみなし、支援提供者は、違反につき一切の責任を負うものとします。

#### 第 19 条（違反行為等への対処）

1. 支援提供者が本規約に違反した（表明保証違反、確約違反、及び禁止事項違反を含みますが、それらに限りません）ものと当社が判断した場合その他当社が必要と認める場合は、当社は、当該支援提供者に通知することなく、以下の対処を講じることができます。但し、当社はその義務を負うものではありません。当社は、当該対処を講じたこと又は講じなかったことによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

- 1) 当該支援提供者に対し、本規約に違反する行為等を止め、同様の行為を繰り返さないことを要請すること
  - 2) 当該支援提供者に対し、支援提供者情報の自発的削除・訂正を要請すること
  - 3) 当該支援提供者の支援提供者情報の全部若しくは一部を削除し、公開範囲若しくは内容を変更し、又は閲覧できない状態（非公開）にすること
  - 4) 刑事事件、行政事件その他適用法令規則違反に該当する可能性がある場合に、警察その他所轄官庁へ通報する等、当該違反事実を本システム内外問わず開示すること
  - 5) 当該支援提供者に対し本システムの一部又は全部を使用停止とすること
  - 6) 当該支援提供者の本システムへの登録を強制的に解除すること
  - 7) 第5条に基づき当該支援提供者によるレジスト及びオファーを承諾しないこと
2. 支援提供者は、当社が前項に基づいて行った対処について、異議を留めず、協力するものとします。
3. 本条第1項規定の支援提供者の行為につき、当社は、同項の措置をとったか否かにかかわらず、当該支援提供者に対し損害賠償請求その他本契約及び法令規則に基づく一切の請求並びに刑事及び行政上の告訴・告発をすることができます。
4. 支援提供者が本規約に違反する行為により生じた結果について、当社は一切の責任を負いません。

## 第20条（停止及び中止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、又は該当するおそれがあると当社が判断する場合は、支援提供者へ通知することなく、本システムの運営を停止又は中止することができ、支援提供者は、これを予め了承します。
  - 1) win4win および当社に関連するサーバ、ソフトウェア、電気通信設備その他の機器の保守、点検、修理又は更新
  - 2) win4win の仕様変更又は修補
  - 3) 天災地変その他非常事態が発生しあるいは発生するおそれがあり、若しくは電気通信事業者等による電気通信サービスが停止し、又は法令規則あるいは行政の運用の改正・成立により、win4win の運営が困難又は不可能になった場合
  - 4) 前各号に類似又は準じる事態が生じたとき、その他当社が本システムの運営を停

止又は中止する必要があると判断した場合

2. 当社は、(1) 本システム使用料が発生する場合、支払期日を経過しても支援提供者からの本システム使用料の入金が確認できないとき、(2) 他者から支援提供者に関する問合せを受けた場合等、支援提供者が第 21 条第 2 項又は第 3 項各号のいずれかに該当するおそれがある場合、前条第 1 項第 5 号に従い、支援提供者へ通知をすることなく、支援提供者による本システムの全部又は一部の使用を停止することができます。
3. 当社は、前二項に定める本システムの運営の停止又は中止によって支援提供者又は他者に損害が生じたとしても、一切の損害につき責任を負いません。

#### 第 21 条（解除）

1. 支援提供者は、本システムのレジスト解除を希望する場合、当社所定の方法により当社にレジスト解除の申出を行うものとします。当社は、当該申出を受けた後、合理的期間内に当該支援提供者の登録を解除し、当該レジスト解除により、本契約は終了します。
2. 当社又は支援提供者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告又は通知を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - 1) 事業の許認可の取消し又は事業停止命令などの行政処分を受けた場合
  - 2) 破産、特別清算、会社更生若しくは民事再生の申立てがなされ、あるいは債務整理が開始され、又は類似の事態が生じた場合
  - 3) 保有する資産に対し、保全若しくは執行の申立てがなされ、又は類似の事態（租税滞納処分に係る手続の開始を含みますが、それに限りません）が生じた場合
  - 4) 手形・小切手の不渡りその他支払停止又は支払不能が生じた場合
3. 当社は、支援提供者につき、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、何らの催告又は通知を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - 1) 第 4 条第 1 項の方法によらずにレジストを行っていたことが判明した場合
  - 2) 第 4 条第 4 項の表明保証その他レジスト時に当社に告知した内容の全部又は一部が、虚偽である、若しくは真実と異なることが判明した場合、又はその疑いが

### 存する場合

- 3) 第4条第4項の確約その他の本規約上の義務に違反した場合、若しくはそのおそれのある行為に及んだ場合、又はそれらの疑いが存する場合
  - 4) 当社との本契約以外の契約に違反した場合(表明保証違反及び確約違反を含みますが、それらに限りません)、若しくはそのおそれのある行為に及んだ場合、又はそれらの疑いが存する場合
  - 5) 本システムへのレジスト又はログインが発生する場合には直近のレジスト後、本システムでログインすることなく1年以上経過した場合
  - 6) 主要な株主の変更又は事業の廃止等により経営環境に大きな変化が生じた場合
  - 7) 解散又は他社との統合若しくは合併を決議した場合
  - 8) 事業の全部又は重要な一部の譲渡がなされた場合(会社分割等により第三者に承継された場合を含む)
  - 9) 事業、資産若しくは信用の変更、又は取引上の信義に反する行為により、本契約を継続しがたいと当社が判断するに足りる相当の事由がある場合
  - 10) 支援提供者に関する他者からの苦情、又は利用企業等に起因するトラブルが生じた場合、その他、支援提供者の言動から、win4win または、その他当社が所有若しくは運営するシステムの信用に影響を及ぼす可能性がある場合
  - 11) 当社の利用企業等に対する本システムの使用許諾期間が終了した場合
  - 12) 上記 1)から 11)に準じる又は類する事態が生じたとき
  - 13) その他当社がレジストの継続を不適切と判断した場合
4. 支援提供者は、前項の解除事由が発生した場合、直ちに、本契約上の残債務につき期限の利益を失い、当社に対し同残債務額及びそれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年 14.6% の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。その際の支払い方法は、第 10 条第 8 項と同様とします。

### 第 22 条（本契約終了後の情報削除等）

支援提供者は、本システムの登録解除その他の理由により本契約が終了した場合には、本システム上的一切の支援提供者情報が削除され、その内容の確認ができなくなることを予め了解します。但し、当社は、これらについて削除の義務を負うものではありません。当社は、当該削除を行ったこと又は行わなかった

ことによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

## 第 23 条（損害賠償及び補償）

1. 支援提供者が、本規約に違反し(表明保証違反、確約違反及び禁止事項違反を含みますが、それに限りません)、それにより当社に損害が生じた場合、支援提供者は、当社に対し、直ちに相当因果関係のある一切の損害(弁護士費用を含みます)を賠償するものとし、当社は、支援提供者に対し、差止等の民事手続、告訴・告発等の刑事手続及びその他一切の法的措置をとることができるものとします。
2. 本システムの使用により又は関連して、支援提供者と支援希望者等他者との間でなんらかの紛争又はトラブルが発生した場合、支援提供者が加害者であるか被害者であるかその立場の如何にかかわらず、当社は責任を負わないものとします。この場合、支援提供者がその責任と費用において当該紛争又はトラブルを解決するものとし、支援提供者は、当社になんらの迷惑又は損害を与えないために必要な措置を講じ、当該紛争若しくはトラブルにより又はそれに関連して当社に損害が生じた場合、
3. 当社に対し、直ちに、相当因果関係のある一切の損害(弁護士費用を含みます)を賠償するものとします。
4. 当社は、支援提供者に対し、いつでも本システムの使用状況の報告を要請することができるものとし、支援提供者は、同要請日から 3 営業日以内に、本システムの使用状況を当社に報告するものとします。
5. 当社は、自ら又は当社の委任する弁護士、公認会計士その他の代理人をして、利用企業等に対し、前項規定の報告内容の真偽、その他本契約に係る事項につき調査をすることができ、支援提供者は当該調査に協力するものとします。

## 第 24 条（免責）

1. 当社は、支援提供者に対し、本システムをプラットフォームとして使用することを許諾するものにすぎず、本システムに入力・掲載された情報及び本システムを用いてなされた言動・行為につき管理義務を負うものではありません。当該契約上生じる紛争又はトラブルに関して、一切関与せず、また、一切の責任を負いません。支援提供者は、これらを了承した上で、支援提供者の責任において、本システムを使用し、支援希望者に対し、連絡、面談等を実施するもので、係る行為及びその結果について、当社は一切

の責任を負いません。

2. 当社は、支援希望者の身上経歴、資質、能力、言動及び行為、並びに支援提供者が本システム、当社他システム、又は支援希望者を通じて知った又は知り得た情報について、その真実性、正確性、合法性、適切性、信頼性、第三者の権利若しくは利益の非侵害性、特定企業や業種への適合性等なんらの保証をするものではなく、いかなる責任も負いません。支援提供者は、本システムへレジストされた支援希望者の情報が、都度変化するものであることを予め了解します。
3. 当社は、本システムの使用について、支援提供者の特定の目的又は適用法令に適合することや、支援提供者が期待する機能、商品的価値、又は有用性等なんらの保証もしません。
4. 当社は、本システムの内容についての技術的不正確さや誤字、誤植がないこと、不具合や障害が生じないことを保証するものではありません。
5. 支援提供者が本システムに入力又は掲載した情報について、当社に保存義務はなく、当該情報に係るデータの喪失又は破損につき、当社は責任を負いません。支援提供者は、自己の責任と費用をもって、必要な情報のバックアップを確保するものとします。
6. 本システムからリンクしている外部サイトがある場合は、それら外部サイトは当社が管理運営するものではありません。当社は、その内容の真実性、正確性、合法性、道徳性、信頼性、非侵害性や当該外部サイトの変更、更新など一切に関してなんらの保証をするものではなく、いかなる責任も負いません。また、外部サイトへのリンクが本システム上に存在する場合でも、そのことは、当社と当該外部サイト又は当該外部サイトの運営者との間になんらかの関係があることを含意するものではありません。
7. 当社は、
  - (1) 支援提供者が本システムを使用したこと又は使用できなかったこと、
  - (2) 支援提供者の送受信又はデータに対する不正アクセス、改変、コンピュータウイルス侵入等他者の行為、
  - (3) 本システム内における他者の送受信又は言動・行為、
  - (4) その他本システムに関連する事項に起因又は関連して生じた一切の損害につい

て責任を負いません。但し、当社の故意又は重過失により相当因果関係をもって支援提供者に直接且つ現実に生じた通常損害(逸失利益及び特別損害は含まれません)についてはその限りではありません。

8. 支援提供者情報が本システム又は当社に提供した情報に関する責任は、支援提供者自身にあります。当社は、当該情報について、その真実性、正確性、合法性、適切性、信頼性、第三者の権利又は利益の非侵害性、特定企業や業種への適合性等その他一切の事項につき、なんらの責任も負いません。
9. 支援提供者が、態様の如何にかかわらず、他者の名誉・信用を毀損した場合、他者のプライバシーを侵害した場合、許諾なく他者の個人情報を開示した場合、著作権法に違反する行為を行った場合、その他、第三者の権利・利益を侵害した場合には、当該利用企業等は自身の責任と費用において解決しなければならず、当社は一切の責任を負いません。これに関連又は起因して当社に何らかの損害が生じた場合、当該利用企業は、相当因果関係のある一切の損害(弁護士費用を含みます)を賠償するものとします。
10. 支援提供者は、本システム等又は本システム等を通じて知った若しくは知り得た情報を使用する場合、当該使用に係る国、地域における規制その他一切の適用法令規則を遵守しなければならず、当社は支援提供者の当該法令規則違反につき一切の責任を負いません。
11. 当社は、理由の如何を問わず、本システムの追加、変更、中断、終了、不具合につき一切の責任を免除され、支援提供者になんらかの不利益及び損害(本システムの使用機会の喪失その他の不利益及び損害を含みますが、それに限りません)が生じたとしても、当社は一切責任を負わず、本システム上のデータに関する補償等も行いません。
12. 本規約に基づく当社と支援提供者との間の契約が消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合、当社の債務不履行又は不法行為により支援提供者に生じた損害の賠償については、本規約に基づく当社の責任の免除に関する規定は適用されないものとします。この場合において、当該債務不履行又は不法行為が当社の軽過失によるものである場合、当社は支援提供者が直接かつ現実に被った損害を賠償するものとします。

## 第 25 条（本規約の変更）

1. 当社は、支援提供者の一般の利益に適合する場合、社会情勢、経済事情、税制の変動等の事情の変化、法令の変更、本システムに関する実情の変化その他相当の事由があると認められる場合、民法所定の範囲で、支援提供者の事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、本規約の変更等を行う場合、当該変更等の効力発生前に、本規約の変更を行う旨、並びに変更後の当該本規約の効力発生時期及び内容について、当社のウェブサイト上への掲載その他適宜の方法により支援提供者に周知するものとし、その周知の際に定める相当な期間を経過した日から、変更後の本規約が適用されるものとします。
3. 当社は、本条第 1 項の定めに基づかず本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の内容について支援提供者の同意を得るものとします。この場合も、当社は、変更後の本規約の内容を前項の定めに従って周知するものとします。なお、変更後の本規約の適用日以降に、支援提供者が本システムを利用した場合には、支援提供者は当該変更後の本規約の内容に同意したものとみなします。
4. 支援提供者が、本条に基づく本規約の変更について、当該変更の効力発生日までに、当該変更を承諾しない旨の意思表示をした場合、変更日の前日をもって本契約は終了するものとします。
5. 前項により本契約が終了する場合でも、支援提供者は、本システム使用料が発生している場合にはその全額について支払義務を負うものとし、当社に本システム使用料の返還義務はありません。

## 第 26 条（譲渡禁止）

1. 支援提供者は、本契約並びに本契約に基づく権利及び義務又は契約上の地位について、他者に譲渡その他移転することはできません。
2. 当社は、本システムに係る事業を第三者に譲渡等（事業譲渡、会社の合併・分割に伴う承継を含みますがこれに限りません。以下併せて「事業譲渡等」といいます）した場

合、事業譲渡等に伴い、本システムの運営者たる地位、本契約上の地位、本契約に基づく権利及び義務並びに支援提供者情報及び履歴情報その他情報を事業譲渡等の譲受人に譲渡することができるものとし、支援提供者は当該譲渡につき予め同意するものとします。

#### 第 27 条（意思表示及び通知の方法）

1. 本契約に基づく又は本契約に関する承諾その他の意思表示及び報告その他の通知は、全て、書面をもって行うものとし（電磁的方法によるものを含みます）、口頭その他書面以外の方法で行われた場合は、効力を生じないものとします。
2. 前項規定の書面とは、当社所定の方法が本システム上表示されている場合を除き、支援提供者による場合は、本システム上の電子メール、又は郵便を用いて当社宛てに行うものとし、当社による場合は、本システム上の電子メール、若しくは郵便を用いて、又は本システム上の画面に表示して、支援提供者宛てに（特定の支援提供者に個別に行う場合のみならず、他の支援提供者を含めて包括的に行う場合もあります）行うものとします。

#### 第 28 条（問合せ先）

支援提供者は、本規約その他 win4win に関する規約の違反を発見した場合、又は当社に対して本システムに関する質問等がある場合には、当社が定めるレポートを介して当社へ連絡するものとします。但し、当社にはこれに対して回答する義務を負いません。

#### 第 29 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び支援提供者（役員など実質的に経営に関与する者及び本システムを利用する役員、従業員を含みます。以下、本条において同じ）は、支援希望者に対し、自己が暴力団員等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ）に該当せず、又は暴力団員等と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを表明し、保証するものとします。相手方が係る表明保証に違反することが判明した場合、他方は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- 1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係

- 2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
  - 3) 自己若しくは第三者の不正の利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
  - 4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
  - 5) 暴力団員等と社会的に非難される関係
2. 当社及び支援希望者は、相手方が、自ら又は第三者を利用して、自己に対して次の各号に該当する行為を行った場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - 1) 暴力的な要求行為
  - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方若しくは相手方の関係者の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
  - 5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び支援希望者は、前二項の規定により本契約を解除した場合、支援提供者に損害が生じても何らの責任を負わず、また、係る解除により自己に生じた一切の損害(弁護士費用を含みます)の賠償を請求できるものとします。

#### 第 30 条 (準拠法及び管轄裁判所)

本規約及び本契約に関する準拠法は日本法とし、本規約及び本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 31 条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約のその他の部分又は規定の有効性は一切影響を受けず、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第 32 条 (存続規定)

本契約終了後においても、第4条第4項、第6条第2項、第7条第3項、第8条、第9条、第11条から第15条、第18条から本条は、有効に存続します。

2024年3月25日 適用